

# 嬉野医療センター附属看護学校の特別聴講に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規定は、嬉野医療センター附属看護学校（以下「本学」という。）の卒業生等が生涯教育の一環として、本学内で開講する授業科目を聴講する場合の必要な事項について定める。

## (特別聴講生)

第2条 特別聴講希望者は、聴講を希望する授業科目について、事前に「特別聴講願」により聴講の申込みをすることで、「特別聴講生」として希望する授業科目を聴講できるものとする。

- 2 特別聴講生の対象は、別に定める者とする。
- 3 特別聴講生は、1学年定員の1割以内とする。
- 4 特別聴講生は、聴講に係る資料代として、1科目2,000円を負担するものとする。  
ただし、学校長が特別に認めた場合については免除することができる。
- 5 特別聴講生は、本校学生とは異なり、聴講授業科目の単位の認定を受けることはできない。

## (特別聴講願)

第3条 聴講を希望する卒業生は、「特別聴講願」に聴講希望科目名、科目担当の講師名及び聴講希望日を記入し、学校長に願い出るものとする。

- 2 「特別聴講願」は、本学ホームページの卒業生向けの所定ページからダウンロードまたは看護学校事務で受け取ることができる。
- 3 「特別聴講願」の提出手続きについては、別に定める。

## (聴講可能な授業科目)

第4条 聴講可能な授業科目は、当該授業科目担当の講師が許可した授業科目のうち、学校運営会議の議を経て認められた科目に限る。

## (資格の取消し)

第5条 特別聴講生としての本分に反する行為をした場合は、特別聴講生の資格を取り消すことができる。

## (諸規則の準用)

第6条 特別聴講生に関する必要な事項は、この規定に定めるもののほか、本学学生に関する諸規則等を準用する。

## (事務)

第7条 この規定に関する事務は、看護学校事務において行う。

## (改廃)

第8条 この規定の改廃は、学校運営会議の意見を聴いて、学校長が決定する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。